

# 東京都立鹿本学園ソーシャルメディア運用方針

東京都立鹿本学園校長決定

東京都教育委員会ソーシャルメディアポリシー、東京都教育委員会ソーシャルメディア事務規程及び東京都教育委員会ソーシャルメディア運用マニュアルに基づき、都立鹿本学園におけるソーシャルメディア運用方針について、以下のとおり定める。

- 1 ソーシャルネットメディアを利用した情報発信を行う目的  
都立鹿本学園における事業を都民に広く周知することを目的とする。
- 2 利用するソーシャルメディアの種類  
都立鹿本学園において、以下のソーシャルメディアを活用する。
  - (1) Facebook
  - (2) まち comi メール
- 3 情報発信の内容
  - (1) 都立鹿本学園における事業に関する情報
  - (2) 学習の様子、行事など、都立鹿本学園の活動を広く知らしめるための事業。
  - (3) 上記(1)(2)のほか、緊急災害時など校長が必要に応じて情報発信が必要と判断したものの。
- 4 ソーシャルメディアの運用方法
  - (1) 担当者
    - ア ソーシャルメディア責任者 校長
    - イ ソーシャルメディア運営主任 情報メディア部主幹
    - ウ ソーシャルメディア担当 情報メディア部及び生活指導部担当者
  - (2) 発信の頻度・タイミング  
鹿本学園において、アカウントを取得後、速やかに公式ホームページによる情報発信を行い、併せて Facebook、まち comi メールによる情報発信を行う。  
頻度については、必要な都度行うこととする。
- 5 ソーシャルメディアの発信、意見や質問への対応方法  
情報発信機能のみの運用を基本とする。ソーシャルメディアに寄せられた意見や質問への対応は、トラブルを未然に防止するため原則行わない。なお、以下に記載した機能以外にも双方向の情報発信機能は原則行わない。また、発信した内容については、原則として事前に別に定める用紙に記載した上で、管理職の決裁をうけるものとする。(災害時、休日時などやむをえない場合に発信した場合も、後に速やかに管理職に書面で報告、決裁を受けるものとする。)
  - (1) Facebook における意見や質問への対応  
「いいね!」、「クエスチョン機能」、「チャット機能」、「友達を招待」、「メッセージ機能」、「リクエスト」及び「アプリケーション」は原則利用しない。
  - (2) まち comi メールについては、スクールバス遅延時、災害時などに必要な情報を主とし、それ以外の利用は行わない。

## 6 成りすましの防止

成りすましなどを防止するため、次の対応を行う。

- (1) 他の利用者からの意見に対しては、冷静かつ誠実に対応する。不用意な返信は行わない。
- (2) 誤りがあった場合は直ちに訂正するとともに、お詫びの文書を掲載する。
- (3) 公式アカウントにおいて、他の利用者の投稿を引用しない。
- (4) 第三者が管理又は運用するページへのリンクの掲載は、投稿やページの内容を信頼性のあるものとして受け取られる可能性があることから、原則行わない。
- (5) 自己管理ホームページ内において、利用するソーシャルメディアのサービス名と、当該アカウント名又は当該アカウントページへのハイパーリンクを明記するページを設けること。また、利用するソーシャルメディアのアカウントのプロフィール欄などに、当該アカウントを紹介している自己管理ホームページのURLを記載すること。
- (6) アカウント及びパスワードは、Webブラウザに記録させないこと。

## 7 トラブルへの対応

トラブルが発生した場合は次のような対応をとること。

- (1) 炎上状態になった場合
  - ア 反論や抗弁は控え、冷静に対応すること。
  - イ 問題になった部分を修正し、謝罪すること。
  - ウ 対応に時間を要する場合はその旨を説明するなど、不要な誤解を招かないようにすること。
- (2) 成りすましが発生した場合
  - ア 当該ソーシャルメディアの管理者に削除依頼をし、ホームページ上で周知すること。
  - イ 必要に応じ教育情報課を通じて報道機関に資料提供などを行い、注意喚起すること。
- (3) 事実と反するデマ的な内容が返信された場合  
正しい情報を発信し、必要に応じてホームページへ誘導すること。

## 8 その他運用に当たっての必要な事項

ソーシャルメディアにアクセスする時は、TAIMS 端末を使用することを原則とする。休日中に発生した事案や、災害や停電でTAIMS 端末が利用できない状況においては、管理職と確認の上、それ以外の機器を利用して、情報を送信することもできることとする。

いずれの場合も送信した内容を書面で保存する。保存期間は3年間とする。